

松山市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 新旧対照表

○ 松山市公衆浴場法施行条例（平成24年条例第20号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（衛生等の措置の基準）</p> <p>第5条 法第3条第2項の規定により条例で定める営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に関する措置の基準のうち、衛生等の措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(41) (略)</p> <p>(42) 入浴者に次の行為をさせないこと。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア おおむね<u>7</u>歳以上の男女の混浴</p> <p style="padding-left: 2em;">イ・ウ (略)</p> <p>(43)・(44) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（衛生等の措置の基準）</p> <p>第5条 法第3条第2項の規定により条例で定める営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に関する措置の基準のうち、衛生等の措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(41) (略)</p> <p>(42) 入浴者に次の行為をさせないこと。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア おおむね<u>10</u>歳以上の男女の混浴</p> <p style="padding-left: 2em;">イ・ウ (略)</p> <p>(43)・(44) (略)</p> <p>2 (略)</p>